

広島県教育委員会会議録

令和6年7月12日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年7月12日（金） 13：30開会

14：54閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ

2 欠席者

菅田 雅夫

3 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之
学校経営課長	沖本	勝豊
乳幼児教育支援センター副センター長	京谷	志穂
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎
生涯学習課生涯学習振興係長	稲富	裕美

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第4号議案 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について	1
日程第3	報告・協議1 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について	2
日程第4	報告・協議2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	6
日程第5	第1号議案 知事の専決処分に対する意見について	8
日程第6	第2号議案 令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	8
日程第7	第3号議案 教職員人事について	8

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員、中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は内部検討を行う案件であり、第2号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の令和6年度メイプル賞の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第4号議案、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、藤井教職員課長から説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： よろしく申し上げます。
第4号議案のへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について御説明いたします。

僻地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、僻地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給することとしております。

本県における僻地学校等につきましては、このへき地学校等の規定基準及び指定に関する規則により規定し、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校等の統合等に伴い、へき地手当等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正におきまして、対象となる市町は、山県郡北広島町と神石郡神石高原町でございます。

まず、山県郡北広島町については、へき地学校一級の豊平学校給食センター及び準へき地学校の大朝学校給食共同調理場が統合され、北広島町学校給食センターが新設されます。

なお、北広島町学校給食センターは、へき地学校等に該当しません。

次に、神石郡神石高原町については、へき地学校一級の豊松学校給食共同調理場及び特地学校の三和給食共同調理場の名称が、いずれも神石高原町学校給食センターとなります。

なお、名称のみの変更で、級地区分に変更はありません。

これらの統合等の結果、僻地学校等の総数は、現在の58所属から56所属に減少することとなります。

なお、規則改正の施行期日につきましては、各町の共同調理場の管理条例等の施行日に合わせ、北広島町に係る改正については本年7月1日、神石郡神石高原町に係る改正については本年9月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：今回は学校ではなくて給食センターということですが、給食センターに働きにきてくださっている職員さんの手当についての規定ということでいいのでしょうか。

藤井教職員課長：そのとおりでございます。

志々田委員：たくさんの方が遠くから給食作りに来て、どれくらいの規模なのかなと思ひまして、何人ぐらいの方が働きに来られているのでしょうか。私のイメージだと御近所、私は子供の頃、自校給食だったので、学校の周りのお母さんたちが働きに来てくれたというイメージがあるんですけど、そこは分からないのでしょうか。

藤井教職員課長：私の手持ちに資料を持ち合わせておりません。

志々田委員：ちょっと興味があっただけなのでいいのですが、いずれにしても子供たちのために働きにきてくださっている方への手当が、こうやって支給されるのはいいことだと思います。

篠田教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長：全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について

篠田教育長：続いて、報告・協議 1、「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」骨子案について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長：失礼いたします。報告・協議 1によりまして、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）の骨子案について御説明いたします。

お手元の資料 1 ページ、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）骨子案の現行計画についてを御覧ください。令和元年 11 月に策定しました現行の第四次計画の計画期間が終了することから、現行計画の振り返り等を踏まえて第五次計画を策定し、県内の全ての子供の読書活動の一層の充実を図りたいと考えております。

まず、成果指標の達成状況につきましてです。

現行の第四次計画では、目的を子供の読書習慣の形成とし、左列、柱にあるとおり、本に親しむ、目的に応じて読む、本から学び自らの考えを深めるの三つの柱と、読書習慣の形成を支える環境整備について取組を進めてまいりました。

具体的な取組及び成果と課題につきましては、別紙を御覧ください。

まず、上の表にありますとおり、本に親しむの乳幼児への取組としまして、園・所における絵本の読み聞かせに係る研修や訪問支援、保護者参加体験型学習プログラム等を実施してまいりました。その結果、資料左下、四角囲みの白丸を御覧ください。乳幼児へほぼ毎日読み聞かせをしている園・所が、令和元年度の 89.3% から令和 5 年度は 97.3% へと増加しており、園・所において乳幼児が本に親しむ機会は増えております。

一方、家庭におきましては、黒丸でお示ししたとおり、広島県子供の生活に関する実態調査によると、子供が小さい頃、読み聞かせをしていた保護者は、平成 29 年度は 78.9%、令和 5 年度は 77.4% と 7 割程度にとどまっております。

その上の丸囲みにおいてお示ししているとおり、小学校入学前に読み聞かせをしてもらった子供は、小学 5 年生時に読書に関する興味が高いという国の調査結果もあることから、乳幼児を持つ保護者への取組を一層充実する必要があると考えており、絵本に触れる機会の充実に取り組んでまいります。

続いて、資料右下の四角囲み、白丸を御覧ください。これまで司書教諭等研修にも取り組んでまいりました。受講者の 9 割超が役に立つと回答しており、一定の成果があったと考えております。

しかしながら、その下の黒丸にあるとおり、受講者の学校において、受講後に不読率の改善が見られた学校は 5 割程度、計画的な読書指導につながった学校は 3 割程度にとどまっております。これは、研修受講者が学校図書館担当者に限られており、学校図書

館長である校長の自覚を促し、学校全体での組織的な取組に広げるまでには至らなかったと考えております。

また、上の丸囲いでお示ししておりますように、不読率の低い学校を見ますと、校長が読書活動を学校経営計画に位置付け、学校評価によりPDCAサイクルを回しながら読書指導を行っていることから、学校全体で計画的・組織的な読書指導に取り組めるよう、管理職研修等で学校図書館長である校長への働きかけが重要であると考えております。

さらに、別紙左中ほどの四角囲みを御覧ください。社会情勢の変化等により、平日にスマートフォンで1時間以上SNSや動画を視聴している児童生徒は、小学生においても約半数、中高校生では、75%を超えております。

学校では1人1台端末が整備されておまして、昨年度、県立図書館の電子図書館体験サービスを体験した中学校の生徒の7割の生徒が、使いやすかった、これからも使ってみたいと回答しております。この1人1台端末の活用を意識した読書環境を整備することは、不読率の低減、読書習慣形成につながると考えており、五次計画では新たに電子書籍の充実に取り組んでまいります。

第五次計画の方向性といたしましては、資料中ほどの帯に黒丸でお示ししておりますように、絵本に触れる機会の充実、校長への働きかけ、電子書籍の充実、公立図書館との連携の促進、図書館を活用した学びの充実を加え、以上5点を重点的な取組として進めてまいります。

骨子案にお戻りください。真ん中の水色の列を御覧ください。こちらに、今申し上げた5点の方向性を白丸で掲載しております。

右列の次期計画の概要を御覧ください。基本理念を生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きる人づくりとし、5年後、子供が読書を楽しみ、主体的に本を読んでいるなど、広島県の全ての子供たちの読書習慣の形成をオール広島県で目指してまいりたいと考えております。

なお、その下にお示ししております施策体系にある柱や成果指標につきましては、第四次計画から大きな変更はございませんが、中項目を精選、整理し、先ほどの5点の方向性に重点を置き、今後、取組を具体化してまいります。

今後は、骨子案を基に担当課において素案を作成し、パブリックコメント等を経て、令和6年度中に策定をする予定でございます。

説明は以上です。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。

生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きようとする人づくりという点においては、小さい頃にかに本に親しむことができるかという、ここに記載されているとおりでと思います。

そういう意味で、乳幼児期の読み聞かせを推進することが重要だと思うのですが、なかなか家庭で親が読み聞かせをする余裕がないというところもあると思いますので、幼稚園や保育園での読み聞かせが大事になってくると思います。そういう意味で、新しい計画の概要で、毎日読み聞かせをする園・所を100%とする目標は大事だと思います。

それに加えて、読み聞かせ方もそうでしょうし、読み聞かせる絵本、本の中身もそうだと思いますが、中身の充実をぜひ行っていただきたいと思っています。

それともう1点、自分で本を読めるようになった児童生徒については、どれだけ身近に読みたい本があるかということが大事だと思いますので、学校であれば図書室が基本だと思うのですが、そうした環境の整備や低学年の子供が手に取りたくなる図書室の本の充実もぜひ図っていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

志々田委員： 読書の習慣を身につけるときに、乳幼児の時期から大事ですよというのはもう、広島県は前から頑張ってやってきて、乳幼児の読み聞かせのプログラムや、支援をしてくださる地域の方たちの要請など、そういうことはたくさんやってきたので、この先成果がもっと出てくるだろうなと思って期待をしています。

一方で、数字を見たときに、もちろん目標達成するかないかということ言うわけではないのですが、あまりにも高校生が読んでないと感じました。この目標値の26からするとかなり読んでおらず、54.2%の高校生が一冊も本を読まないとあるので、どうしてこんなに低いのかと思いました。小学生が11.8、中学生が17.6、6.5%しか落ちてないのに、高校にくるとぐっと増えるんですけど、ここ何かどんなことが起きてるのかって

いうのは分かりますか。

小野高校教育指導課長： 高校生の不読率の状況ですが、令和元年度は県全体で47.9なんですけども、令和5年度では54.2ということで、かなり増加している状況でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの発生を受けまして実施された各学校の臨時休業等の状況、また感染防止のために生徒が学校図書館へ一時的にアクセスしにくくなった、図書館に行きにくくなったという状況、これも子供たちの、生徒たちの読書活動に影響を与えた可能性があると考えております。

この間にメールやSNSの利用が進みまして、平日の1時間から4時間以上、メールやSNS等を利用する生徒の割合が、令和5年度には77.5%に増加しているということで、こういったことが不読率の増加に影響しているのではないかと考えております。

志々田委員： メディアに接触する選択肢が大人になればなるほど増えていくということだと思うのですが、読書といったところに高校生たちの関心を、本や本のもつ文化に振り向いてほしいと思います。

そうすると、前からやっていますけど、高校の図書館のイメージが試験勉強をしに行くところと思うのではなく、ちょっと雑誌でも見てみましょか、ちょっとお友達と探し物してみましょかというように、いろんな人が自由に入出入りしていただける空間がいいのかなと思います。

特に、最近の若い子たちはカフェが好きですよ。カフェでコーヒーを飲むのが好きなわけではなく、多分大きく自分に干渉されないけれども、何となくしっとりゆっくり自分の選択ができる時間を選べるという意味で多分カフェなどがはやっていて、特に子供の経済状況は差があるので、そういう意味では学校図書館でカフェのような場所があれば良いと思います。今いろんなところで見せていただいているのですが、おしゃれな学校カフェが出来上がってきていて、特に、ただ中の雰囲気をよくするだけではなく、そこにユースワーカーの先生や若者支援をしてくださっているNPOの職員さん、大学生のボランティアなど、そういう居心地のよい空間として学校の中で最もうまく使えるのは図書館かなと思っていて、この間、学校はまだ見せてもらってないんですけど、神奈川県立の田奈高校という高校では、NPOさんが入って、図書館で、ぴっかりカフェというような、カフェをやっておられました。それは、そこに本を読みに来るだけではなく、若いお兄さんたちがほかの人と交流できる場所、図書館の交流性をすごく意識しているので、相談に来たり、少しアウトリーチが必要なお子さんを見つけ出したりなど、そういうものに機能を果たしているというようなことをお聞きしました。

若者たちにもっと本を読んでもらいたいのであれば、何か本の楽しさというよりは、読書文化の持つ豊かさみたいなものが学校の中で演出できたらいいなと思います。

なので、もちろん乳幼児に焦点を当てるのですが、ぜひとも高校生のこの不読率を、SNSに勝てるような、学校のすてきな居心地のいい空間をつくっていただけないなと思っております。これは準備もお金も要ることなので、ぜひその辺りも情報収集していただいて、まねから始めていただいてもいいのかなと思っています。

小野高校教育指導課長： 今、御指摘いただいたように、学校図書館の充実が学校の教育活動を進めていく上でも非常に大事だと思っております。また地域に開かれた学校教育を推進していく上でも大事な視点だと思っております。

これまで学校図書館を、生徒にとって居心地のいい空間となるような形でリニューアル事業を展開してまいりました。その根底には、学校図書館を知の拠点として各学校の教育目標の実現、これの方向性にしっかり合わせて主体的な学びを支える場、その中には子供たちが図書館に行って初めて読む本、それから友達と一緒に紹介し合う場面、さらに授業の中で使う場面、いろんな状況があるのですが、これまで生徒の多様性に応じた機能的で居心地のいい空間づくり、生徒の知的好奇心を刺激するようなディスプレイを視点に加えながら、リニューアルを実施してまいりました。

県教委では、令和元年にはリニューアルに関わっての手引を作成したり、令和4年度には資料収集の方針、それから廃棄の方針、こういったものを策定したりして、ホームページにもアップし、様々な学校がこれらを参考にしながら学校の図書館をもっと魅力的にしようと、もっと授業の中で、あるいは学校の教育活動の中でしっかりと活用できる場にしようと、それぞれの学校が今、工夫や改善を行っているところです。今いただいたような視点を足しながら、全国的にも進んだ事例を収集しながらますます進めたいと考えております。ありがとうございます。

近藤委員： 現行計画についての達成状況なんですけれども、人的整備の充実で学校司書の配置状

況が平成29年から令和5年で大幅に改善してる様子はよく分かります。

次期計画では、この学校司書の配置の目標値はどのような感じになるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の状況を先に御説明させていただこうと思います。

現在、令和6年度では、学校司書の配置状況ですが、学校図書館の専任の担当者としては令和元年度から配置をスタートしておりますが、令和6年度は本務者も含めて常勤職員が5名、非常勤職員が15名任命されています。これは兼務校という形で、本務校から派遣されていく学校も含めると29校へ今配置している状況であり、配置率でいえば現時点で36.25%になっています。

今後、こういった各学校での配置した学校図書館の専任の担当者としての活動の成果と課題を踏まえながら計画をしっかりと策定して、拡充の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

松尾義務教育指導課長： 小・中学校におきましては、資料にもありますとおり、令和5年度段階で小学校が86.8%、中学校が83.2%となっておりますので、現時点で目標値としては小中ともに90%を考えております。やはり市町のほうで予算措置して詰めていくという部分はありますので、90%ぐらいで目指していきたいと考えております。

近藤委員： 次期計画で、校長先生が組織的に計画を進めていくような方針にするということでお聞きしたのですが、具体的なアイデアなどを出してくださるのはいろんな知見を持っている専門の先生だと思うので、できる限り学校に専任の図書先生を配置していただけたらと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

先ほど御説明いただいた中で、ほぼ毎日乳幼児への読み聞かせをしている園・所が97.3%もあるということで、ほぼされているのではないかなと思っております。

その中で、幼保小連携として、園・所では読み聞かせをやっていたけれども、小学校などでもボランティアサークルが読み聞かせ活動をしていただいているのは承知していますが、幼保小連携の中で、例えば園・所と小学校と一緒に読み聞かせをされているような好事例があるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の読書活動に関わる教育活動の一つとして、小学校に読み聞かせに出向いた事例があります。文部科学大臣表彰も受けた、尾三地区にある学校なのですが、そういった学校で、学校図書館リニューアル等事業指定校の取組の一つとして、図書委員会の生徒たちが読み聞かせをする活動があります。教育委員会にも実際にその様子を見せに来てくれた事例がございます。

高松市立図書館センター長： 幼保小連携接続の取組の中で、小学生が園・所に行き、子供たちに読み聞かせをする取組は一部ございます。

細川委員： そういう取組がどんどん増えていただければよいと思うのですが、読書機会を確保する意味でも、子供同士の交流も非常に成長段階では重要なことだと思いますので、ぜひこれからもお願いを申し上げたいと思います。

もう1点、ちょっと視点が変わるのですが、スマートフォンでSNSや動画の視聴の時間についての御説明がありました。私も実はスマートフォンで電子書籍をダウンロードして読むのですが、動画を視聴するというのは、私たちの時代からしたら、テレビを見て読書しないという時代だったと思いますし、テレビを見る時間をいかに減らすかということ指導を受けた記憶がございますが、動画の視聴時間はこれぐらいあるとしても、電子書籍で本を読んでいる児童生徒がどれぐらいいるのかと思うのですが、まだまだ少ないのでしょうか。それとも、紙媒体よりも電子書籍を活用しているほうが多いのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 具体的に今の児童生徒がどのぐらい電子書籍を読んでいるかというところの数字は持ち合わせていないのですが、徐々に公立図書館等でも、電子書籍を充実させるという取組は進んでいまして、実際に、市内の児童生徒全員にIDを発行してそういった環境を整えているという取組が広がっておりますので、そういったことは年々増えていっていると承知しております。

小野高校教育指導課長： 補足といたしまして、電子書籍の扱いですが、できるだけ学校でも推進していきたいということで、県立図書館が電子書籍貸出サービスを行っておりまして、県立図書館で行っているものと連携しながら、今県立高等学校では十数校がこのサービスを使うようになっているということです。これについては、司書教諭等研修の中で、案内しており、県立図書館も直接学校へ案内しているのですが、電子書籍の取扱いやこれを促進する工夫、取組を進めているところでございます。

細川委員： 本に親しむ機会を増やすためには、昨今の児童生徒さんはスマートフォンを常日頃使われているので、そういう意味では電子書籍はこういうものなんだということをまず知ってもらえたらと思います。そこにたどり着かないと、それから先がなかなか難しいかとも思うのですが、何冊も持てるし、読んだところからまた読めるなどいろいろ電子書籍のいいところもありますので、そういうところの御指導もこれからより一層やっていただけたらと思います。

松尾義務教育指導課長： 先ほど児童生徒一人一人の電子書籍の利用状況はちょっと把握をしてないと申し上げたのですが、1人1台端末を活用した公立図書館の電子書籍サービスを学校としてどのぐらい利用しているかということにつきましては、小学校も中学校も25%前後の学校が現在利用していると把握しております。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

各委員からの読書環境の整備、読み聞かせを含めた読書機会の充実や連携の話もありましたし、あと環境整備でいうと、司書も含めた人的な部分も含めての環境整備が非常に重要かと思しますので、次回は御意見踏まえてさらに検討を進めていただくようお願いいたします。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

篠田教育長： 続いて、報告・協議2、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、松尾義務教育指導課長から説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。続いて、よろしく願いいたします。

資料の2ページを御覧ください。こちらの教科書採択に係るスケジュールにお示ししておりますように、本日は、教科用図書を選定する際に参考といたします選定資料及び令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、選定資料について説明いたします。

選定資料は、4月24日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針、資料で申しますと4ページの1の(1)、ア及びイにお示ししております観点に基づいて調査研究を行いました。6月10日の第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しました。

この選定資料は、現在広島県教育委員会のホームページで公開しており、市町教育委員会等の採択権者、各県立中学校及び特別支援学校にホームページのURLを通知しているところでございます。この選定資料を参考にしまして、市町教育委員会及び各学校等は調査の観点、視点を定めて調査研究を行い、教科書の採択事務を進めているところでございます。

続きまして、本日は所管する県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御説明いたします。

それでは、資料の6ページを御覧ください。こちらは県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したものでございます。

上段には三つの中学校の教育目標や育てたい生徒像等をお示ししております。

中段にお示ししておりますのは、各校において実施する調査研究の観点でございます。観点1から観点5は、県教育委員会が作成しました選定資料における観点1から観点5と同一であり、3中学校でも共通して設定しております。それに加え、観点6として、教育目標等に基づいて各学校が独自に決めました「学校の特色を生かす工夫」を設定しております。

また、調査を行うために、観点ごとに具体的な視点を設定しているところでございますが、本日は各学校の特色を踏まえて設定しております観点6及びその視点について説明させていただきます。

下段の一番左、広島中学校の欄を御覧ください。広島中学校では、グローバル化時代において活躍することのできる人材の育成を目指しており、視点としては、「科学的・論理的な思考力、的確な判断力を育てるための工夫」など、三つの視点を設定しております。

次に、中央の広島叡智学園中学校の欄を御覧ください。広島叡智学園中学校では、社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても、地域や世界の「よりよい未来」を創造できるリーダーの育成を目指しており、視点といたしましては、「知識・技能のより深い理解を促すための工夫」など、三つの視点を設定しております。

最後に、一番右の三次中学校の欄を御覧ください。三次中学校では、各教科の学習を通して、「知」・「徳」・「体」・「志」・「美」の調和のとれた人格を育成することを目指しており、視点としては、「県北地域における「知の拠点」として、知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫」など、三つの視点を設定しております。

なお、広島叡智学園中学校の観点6、学校の特色を生かす工夫の視点につきましては、前回、令和2年度に行った採択のときから一部変更しております。いま一度、中央の広島叡智学園中学校の欄を御覧ください。

前は、こちらの視点の1と2を合わせて、「知識・技能の深い理解を促し、創造的・批判的思考力を育成するための工夫」と一つの視点にしておりましたが、このたび学校が設定しております、重点的に育成する力が視点において明確になるよう見直しをしまして、二つに分けて設定したところでございます。

そのほかの学校については、大きな変更はございません。

教科用図書の選定につきましては、3校とも校内に選定会議を設置し、各教科で行った調査研究の結果を踏まえ、総合的に判断する予定でございます。

なお、来月の教育委員会会議では、この後御説明いたします、県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めて、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

津村特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において、令和7年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。これまでに、各県立特別支援学校では資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、7月5日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において小学校又は中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。

知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用いたします。

次に、県立特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書の調査研究の観点について御説明いたします。

資料7ページの上段を御覧ください。特別支援学校では、各障害種に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。そのため、一番下に示しております、種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして、具体的な調査項目を設定し調査研究を行っております。

種目別の調査研究の観点については、4月24日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針に基づき、令和2年度の採択の調査研究の観点から一部変更しております。

各県立特別支援学校における調査研究の参考になるものとして、県教育委員会において、障害種別の調査研究の観点を整理し、作成したものが、「令和7年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書選定資料」でございます。この選定資料は、先ほど義務教育指導課長が御説明しましたとおり、広島県教育委員会のホームページで公開しております。

今後、各校から提出のありました選定理由書等について、学習指導要領に則り、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行ってまいります。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 県立中学校の使用図書についてですが、まずこの共通する観点、五つの観点と、それから観点6として学校の特色を生かすという、それぞれの県立学校の特性を生かす観点というので、広島中学校と広島叡智学園中学校は何となく分かるのですが、三次中学校

は、教科書選ぶための観点にしては盛りだくさんなんですけど、本当にこれで評価ができるのかちょっと不思議なんですけど。例えば、「県北地域における「知の拠点」として」というのは、教科書を選ぶ上でどう加味されるのか、それから知性、探究心、創造性、それから逞しさを育むための工夫、これどうやって皆さん審査するのかっていうのが不思議なんですけれど、どんなふうに行われてるんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 現在、各中学校で、この視点をさらに具体的な調査項目として各教科で定めて調査をしているところでございます。

今御指摘のあった、「県北地域における「知の拠点」とあるんですが、県北地域の教材を調査するとか、そういったことではなく、やはりそういうことを意識しつつ、後半の知性、探究心、創造性、逞しさを育むための工夫というところに重点を置いて調査をされています。そういった意味で、例えば国語科であれば、直截的に物事の本質を問う読み物教材ということで調査をされていたり、数学であれば、数学的な推論の必要性と意味及びその方法の理解というようなところで調査をされていたりというふうに聞いております。

志々田委員： 教科書選定の計画を立て、そしてこういう形で教育委員会にも上がってきてという手順をどうして取っているかという、誰にでも公明正大に分かりやすい選定の手続をすることが原則にあり、そしてつくってもらっている計画だと思います。

もちろん学校が進めたい教育活動には、一言では言えない重厚な重みがあり、それがこの教育理念の豊かさなので、そこをどうこう言うつもりはないんですが、教科書を選ぶという機能上の問題からすると、広島中学校と広島叡智学園中学校は非常に機能的ですが、三次中学校についてはまだまだ開発の余地があるのかなと思います。実際に選ばれる先生方が、その観点をうまく捉えづらいために、さらにもう一個下の段で観点を精査しなければならないと思います。それは何のためにこの手順を踏んでるのかという根本的な問題と矛盾してくるような気がするのですが、今すぐどうこうではありませんが、この方針がなぜこんな手順で行われてるのかを、もう一度中学校に県教委からお問い合わせいただいたほうがいいのかと思いました。

ただ、やってくださってることに何の不満も不安も感じてはいませんので、ぜひとも、誰が見ても分かりやすい選定計画と指標の策定というところに焦点を合わせていただければうれしいなと書類を見ているものとしては思いました。

松尾義務教育指導課長： 教科書の採択はずっと続いていくことですので、今いただいた御意見を踏まえて学校とまた話をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:48)

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

令和6年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

中学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（停職3月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:54)